

令和7年（2025年）3月3日

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置の実施及び
賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について

国土交通省が、令和7年2月17日付けで「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定したことにより、労務単価及び技術者単価が令和6年3月から適用されている単価と比べ上昇しました。

これらの単価上昇に伴い、技能労働者への適切な賃金水準等の確保を図るため、昨年度と同様の特例措置等を実施しますので、お知らせします。

記

1 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置の実施について

（1）特例措置の内容

工事請負契約約款第68条及び業務委託契約約款（工事系委託）第63条の規定により、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して設計金額を算出した契約について、新労務単価及び新技術者単価を適用して算出した請負代金額等に変更するための協議を請求し、変更契約を締結することができる。

（2）対象契約

横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が契約を締結した工事及び工事系委託契約のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して設計金額を算出した工事又は工事系委託

【対象詳細】

- ・令和7年3月1日以降に入札書締切日を設定している工事及び工事系委託
- ・令和7年3月1日以降に随意契約を締結した工事及び工事系委託

（3）変更後請負代金額の算定方法

変更後請負代金額 ＝ 新労務単価及び新技術者単価を適用して算出した設計金額
× 当初契約の落札率（請負率）

（4）変更契約締結のご案内及び意思確認

令和7年6月末までに、特例措置の対象事業者に対して、変更契約締結のご案内及び意思確認をさせていただきます。（工期末又は履行期限が令和7年6月末より早い場合は、工期末又は履行期限までに通知します。）

2 賃金等の変動に対するインフレスライド条項の運用について

（1）インフレスライド条項の内容等

工事請負契約約款第24条第6項の規定により、賃金等の変動により基準日において算出した請

負代金額に変更するための協議を請求し、変更契約を締結することができる。

詳細は、「インフレスライド条項の運用基準」をご確認ください。

＊「インフレスライド条項の運用基準」掲載先

総合案内 > 市政情報 > 契約・検査 > 入札・契約制度 > 工事 > その他の制度（工事）

（２）対象契約

横須賀市長又は横須賀市上下水道事業管理者が令和7年2月28日以前に入札書締切日を設定した工事又は同日以前に随意契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から2か月以上あるもの

対象事業者におかれましては、特例措置等趣旨をご理解のうえ、下請負業者等にもご配慮いただきますようお願いいたします。

【 お問い合わせ先 】

横須賀市財務部契約課

電 話：046-822-9791

F A X：046-828-3839

e-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp